

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

1 歴史的風致形成建造物の指定方針

伊賀市は県内でも最多の国・県・市の指定文化財等が存在している。歴史的建造物については調査を実施するとともに価値を有するものについては指定・登録を行い保護に努めてきた。

重点区域である上野城下町には、江戸時代以降この地域の政治・経済・文化の中心地として栄えた町並みと、そこに住む人々の生活が一体となって歴史的風致を形成している。ここでは、歴史的風致を形成する重要な構成要素である歴史的な建造物等を「歴史的風致形成建造物」として指定して調査を進め、保存と活用に努める。上野城下町区域の歴史的風致の維持と向上を図る。

2 歴史的風致形成建造物の指定基準

歴史的風致形成建造物の指定においては、所有者及び管理者の意見を尊重したうえで、歴史的風致の維持及び向上のために保全を図る必要があると思われるものを対象とし、歴史的建造物として保存と活用において価値を有すると認められるもので、次のいずれかに該当するものとする。

- ◆意匠、形態、技術性が優れているもの
- ◆歴史性、地域性、希少性、復原の可能性から価値が高く、保全が必要なもの
- ◆外観が景観上の特色を有するもので、重点区域の歴史的風致の維持向上のために必要なもの

また、伊賀市における歴史的風致形成建造物は、下記の基準に該当する建造物を指定し、保存を図る。

- ◆文化財保護法に基づく登録有形文化財（建造物）
- ◆三重県文化財保護条例に基づく指定文化財
- ◆伊賀市文化財保護条例に基づく指定文化財及び登録文化財
- ◆景観法（平成16年法律第110号）に基づく景観重要建造物
- ◆重点区域内の歴史的風致の維持向上に寄与すると市長が認めた建造物

3 歴史的風致形成建造物指定候補一覧

前項の基本的な考え方に基づき、歴史的風致形成建造物指定候補以下のとおりとする。

歴史的風致形成建造物候補一覧

※風 致：歴史的風致の名称

※景 観：景観重要・形成建造物の対象

※文化財：指定・登録の区分

※20世紀：日本の20世紀遺産20選の構成要素

国登録 国の登録有形文化財（建造物）
県指定 県指定有形文化財（建造物）
市指定 市指定有形文化財（建造物）

No.	名 称 時 代 構 造 所 有	写 真	風 致	文化財 景 観 20世紀	備 考
1	愛宕神社本殿本殿 江戸 木造 法人		上野天神祭	県指定	1期認定
2	菅原神社楼門・鐘樓 江戸 木造 法人		上野天神祭	県指定	1期認定
3	入交家住宅主屋・長 屋門・表屋・土蔵 江戸 木造 伊賀市		上野天神祭	県指定 20世紀	1期認定
4	赤井家住宅主屋・長 屋門・土蔵・茶室・ 土塀 江戸～昭和 木造 伊賀市		上野天神祭	国登録 20世紀	1期認定
5	中森家住宅主屋・離 れ・前蔵・蔵・門及 び土塀等 江戸～昭和 木造 個人		芭蕉翁顕彰	国登録	1期認定

6	成瀬平馬家長屋門 江戸 木造 伊賀市		上野天神祭	市指定 景観	1期認定
7	玄蕃町長屋・屋敷門 江戸 木造 個人		芭蕉翁顕彰	未指定 景観	
8	明覚寺鐘楼門 江戸 木造 法人		上野天神祭	未指定 景観 (重要)	
9	西町集議所 江戸 木造 伊賀市		上野天神祭	市指定 20世紀	1期認定
10	筒居家住宅 江戸 木造 個人		上野天神祭	未指定 景観	
11	田畠家住宅 江戸 木造 個人		上野天神祭	未指定 景観	
12	筒井家住宅 江戸 木造 個人		上野天神祭	未指定 景観	

13	湖月堂 明治 木造 個人		和菓子	未指定 景観	1期認定
14	御菓子司おおにし 明治 木造 個人		和菓子	未指定 景観	1期認定
15	旧御菓子司田山屋 江戸 木造 個人		和菓子	未指定 景観	
16	藤岡鳳曇堂 江戸 木造 個人		上野天神祭	未指定 景観	
17	荒木家住宅 江戸 木造 個人		上野天神祭	未指定 景観	
18	上田家住宅 江戸 木造 個人		上野天神祭	未指定 景観	

19	大井家住宅 明治 木造 個人		上野天神祭	未指定 景観	
20	濱邊家住宅 江戸 木造 個人		芭蕉翁顕彰	未指定 景観	
21	旧井本薬局 江戸 木造 個人		上野天神祭	未指定 景観	
22	旧廣部家住宅 江戸 木造 企業		上野天神祭	未指定	1期認定
23	栄楽館南棟・東棟・ 土蔵・門及び塀 明治 木造 伊賀市		上野天神祭	国登録	1期認定
24	寺村家住宅主屋・前 蔵 江戸 木造 個人		上野天神祭	国登録 景観	1期認定

25	星家住宅 明治 木造 個人		上野天神祭	国登録 景観	1期認定
26	荒木醤油店 江戸 木造 個人		上野天神祭	未指定 景観	
27	渡辺家住宅 江戸 木造 個人		上野天神祭	未指定 景観	
28	旧押坂製糸場長屋 門・蔵・石柱門 江戸～昭和 木造 伊賀市		上野天神祭	未指定	
29	蓑虫庵（蓑虫庵・芭蕉堂・茶室） 江戸 木造 伊賀市		芭蕉翁顕彰	県指定	1期認定
30	芭蕉翁生家 江戸 木造 伊賀市		芭蕉翁顕彰	市指定	1期認定

31	瓢竹庵 大正 木造 法人		芭蕉翁顕彰	未指定	
32	北泉家住宅主屋（旧 上野警察署庁舎） 明治 木造 個人		上野天神祭	国登録 景観	1期認定
33	旧小田小学校本館 明治 木造 伊賀市		近代建築群	県指定	1期認定
34	旧三重県第三中学校 校舎附正門 明治 木造 三重県		近代建築群	県指定 20世紀	1期認定
35	伊賀鉄道上野市駅舎 大正 木造 伊賀市		近代建築群	国登録 20世紀	1期認定
36	上野文化センター 大正 木造 個人		上野天神祭	国登録 20世紀	1期認定

37	愛閑亭 昭和 木造 伊賀市		近代建築群	未指定	
38	伊賀文化産業城 昭和 木造 法人		上野天神祭	市指定 20世紀	1期認定
39	旧上野市庁舎 昭和 R C 伊賀市		近代建築群	市指定 20世紀	1期認定
40	上野西小学校体育館・渡廊下 昭和 R C 伊賀市		近代建築群	未指定 20世紀	1期認定
41	白鳳公園レストハウス 昭和 R C 伊賀市		近代建築群	未指定 20世紀	1期認定
42	芭蕉翁記念館 昭和 R C 伊賀市		芭蕉翁顕彰	未指定	



図 27 歴史的風致形成建造物位置図

第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

1 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物、重点区域内の歴史的風致の重要な構成要素であり、所有者はその歴史的風致形成建造物が存在する歴史的背景と保存の重要性を認識し、価値に基づいた維持管理を行うとともに、公開等の活用を行い、歴史的風致の維持及び向上を図る。また、歴史的建造物の維持管理に必要な修理等を行う場合は、専門家や学識経験者等に意見・助言を求め、その意匠や形態等の保存・復原に努める。

2 歴史的風致形成建造物の維持・管理の指針

2-1 指定有形文化財（建造物）、登録有形文化財（建造物）

県・市の指定有形文化財（建造物）、国の登録有形文化財（建造物）に関しては、それぞれ対応する法令・条例に基づき、現状変更などの行為規制などがすでに実施されている。修理については、現状の維持または調査に基づく復原を基本とする。公開・活用のために必要な防災上の措置等については、建造物の価値を損なわない範囲とする。

2-2 文化財未指定の歴史的風致形成建造物

文化財の指定等がされていない歴史的風致形成建造物については、調査等を実施し価値を明らかにするとともに、必要に応じて文化財指定・登録に取り組むものとし、それぞれ対応する法令・条例等に基づく保存を図るものとする。

その他の建造物については、歴史的風致の維持及び向上の観点から、外観を対象に現状の維持または調査に基づく復原を基本とし、内部においても価値が高いものについては、所有者に対し、所有者の生活を尊重しつつも保存に対する協力を求めていく。

2-3 届出不要の行為

歴史まちづくり法第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号の規定に基づく届出が不要な行為については、以下のとおりとする。

- ①文化財保護法（昭和25年法律第214号）第57条第1項に基づく登録有形文化財について、同法第64条第1項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合

- ②三重県文化財保護条例（昭和 32 年三重県条例第 72 号）第 5 条第 1 項に基づく県指定有形文化財について、同条例第 16 条第 1 項に基づく現状変更等の許可申請を行った場合及び同条例第 17 条第 1 項に基づく修理の届出を行った場合
- ③伊賀市文化財保護条例（平成 16 年条例 271 号）第 4 条第 1 項に基づく市指定有形文化財について、同条例第 17 条第 1 項に基づく現状変更等の許可申請を行った場合及び同条例第 18 条第 1 項に基づく修理の届出を行った場合、
- ④景観法第 19 条第 1 項の規定に基づく景観重要建造物で、同法第 22 条第 1 項の規定に基づく現状変更の許可の申請を行った場合